









産婆登錄名取簿消者左ノ如シ

昭和十七年五月十二日  
鳥取縣知事 土 肥 米 之  
住所 八頭郡八上村大字曳田五八八番地合併昭和十七年四月十八日兵庫縣神戸市葦合區旗塚通四丁目一三番屋敷ニ轉住同月二十七日付名簿取消方出願五月七日取消 清 水 民 惠

鳥取縣告示第二百六十五號

宗教團體法第三十二條第二項ノ規定ニ依リ左記寺院ニ對シ昭和十七年三月三十日寺院規則ヲ認可セリ  
昭和十七年五月十二日

寺院ノ名稱	所 在 地	所屬宗派ノ名稱
覺應寺	鳥取市寺町六十番地	眞宗大谷派
西念寺	米子市法勝寺町八十七番地	同
萬福寺	同 市寺町三十六番地	同
綠淨寺	八頭郡國英村大字釜口千四百四十九番地	同
光福寺	同郡隼村大字郡家三百二十八番地	同
本救寺	東伯郡上北條村大字中江二百六十一番地	同

法林寺 同郡松崎村二百六十番地 同  
安樂寺 同郡宇野村八百七十六番地 同  
專證寺 同郡八橋町大字八橋九百二十四番地 同  
淨福寺 西伯郡大和村大字小波百十六番地 同  
眞光寺 同郡上道村千七百番地 同  
光德寺 日野郡黒坂町大字黒坂千七百七十三番地 同

鳥取縣告示第二百六十六號

宗教團體法第三十三條第二項ノ規定ニ依リ左記教會ニ對シ昭和十七年三月三十一日教會規則ヲ認可セリ  
昭和十七年五月十二日

教會ノ名稱	所 在 地	奉ズル宗教ノ名稱
復活教會	西伯郡境町末廣町二十七番地	基 督 教
米子基督教會	米子市久米町二十三番地	同

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣告示第二百六十七號

宗教團體法第三十二條第二項ノ規定ニ依リ左記寺院ニ對シ昭和十七年三月三十日寺院規則ヲ認可セリ  
昭和十七年五月十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

00351

00350

寺院ノ名稱 所 在 地 所屬宗派ノ名稱  
興禪寺 鳥取市栗谷町十番地 黃 檗 宗  
了春寺 米子市博勞町二丁目五十九番地 同  
國分寺 岩美郡宇倍野村大字國分寺三十番地 同  
長源寺 八頭郡八東村大字岩淵百二十七番地 同  
惠雲寺 西伯郡大國村大字原五百十七番地 同  
道寧寺 日野郡溝口町大字谷川九百三十三番地 同  
東祥寺 同郡江尾村大字江尾四百九十五番地ノニ 同

鳥取縣告示第二百六十八號

宗教團體法第三十二條第二項ノ規定ニ依リ左記寺院ニ對シ昭和十七年三月三十日寺院規則ヲ認可セリ  
昭和十七年五月十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之  
寺院ノ名稱 所 在 地 所屬宗派ノ名稱  
安養寺 西伯郡五千石村大字福市七百二十四番地 時 宗  
萬福寺 同郡高麗村大字稻光四十三番地 同  
光清寺 鳥取市瀧山三百三十六番地 同

鳥取縣告示第二百六十九號

宗教團體法第三十二條第二項ノ規定ニ依リ左記寺院ニ對シ昭和十七年三月三十一日寺院規則ヲ認可セリ

昭和十七年五月十二日  
鳥取縣知事 土 肥 米 之  
寺院ノ名稱 所 在 地 所屬宗派ノ名稱  
蓮德寺 八頭郡下私郡村大字山路九十一番地 眞宗大谷派  
乘蓮寺 東伯郡泊村大字宇谷七百五十九番地 同

鳥取縣告示第二百七十號

宗教團體法第三十二條第二項ノ規定ニ依リ左記寺院ニ對シ昭和十七年三月三十一日寺院規則ヲ認可セリ  
昭和十七年五月十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之  
寺院ノ名稱 所 在 地 所屬宗派ノ名稱  
西方寺 八頭郡若櫻町大字若櫻三百六番地 淨土宗西山派

鳥取縣告示第二百七十一號

宗教團體法第三十二條第二項ノ規定ニ依リ左記寺院ニ對シ昭和十七年三月三十一日寺院規則ヲ認可セリ  
昭和十七年五月十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之  
寺院ノ名稱 所 在 地 所屬宗派ノ名稱  
本淨寺 鳥取市川外大町四十二番地 日 蓮 宗  
長榮寺 同 市新品治町百二十九番地 同

00352

常忍寺	同	市西品治五十三番地	同
學成寺	同	市新品治町七十三番地ノ一	同
法泉寺	同	市立川町一丁目五十一番地	同
實成寺	同	米子市寺町四十五番地	同
妙興寺	同	市寺町四十六番地	同
吉祥寺	同	入頭郡智頭町大字智頭七百八十五番地	同
圓教寺	同	郡用瀬町大字用瀬九百三十二番地	同
清照寺	同	氣高郡美穗村大字上味野五百二十五番地	同
吉祥寺	同	郡明治村大字細見二百七番地二	同
學仙寺	同	東伯郡倉吉町大字新町三丁目二千三百二十六番地	同
實相寺	同	東伯郡橋津村大字橋津三百六十二番地	同
妙春寺	同	西伯郡縣村大字河岡六百五番地ノ一	同
清淨院	同	郡御來屋町四百八十五番地	同
正法寺	同	日野郡黒坂町大字黒坂千四百番地ノ一	同
解脫寺	同	郡阿毘羅村大字下阿毘羅六百三十五番地	同
法輪寺	同	東伯郡八橋町大字八橋九百二十六番地	同
本紹寺	同	西伯郡法勝寺村大字法勝寺四百八十九番地	同
本教寺	同	米子市岩倉町百六番地	同
感應寺	同	市祇園町一丁目八十九番地	同
慈蓮院	同	東伯郡南谷村大字安保六百三十七番地	同

本立寺	同	郡松崎村二百五十五番地	同
吉祥院	同	西伯郡淀江町大字淀江九百四十六番地	同
淨蓮寺	同	郡崎津村大字大崎二千五百五十五番地	同
大寶院	同	郡上道村千五百六十七番地	同
妙善寺	同	米子市寺町四十九番地	同
妙行寺	同	氣高郡瑞穂村大字下坂本四百二十二番地ノ一	同
蓮教寺	同	入頭郡若櫻町大字若櫻宿三百番地	同
立正寺	同	氣高郡青谷町大字青谷千九百十五番地	同
朝日寺	同	郡大和村大字横枕四百三十一番地	同

**鳥取縣告示第二百七十二號**  
 宗教團體法第三十三條第二項ノ規定ニ依リ左記寺院ニ對シ昭和十七年三月三十一日寺院規則ヲ認可セリ  
 昭和十七年五月十二日

寺院ノ名稱	所	在	地	所屬宗派ノ名稱
日香寺	鳥取市馬場町一番地			日蓮正宗
妙玄寺	同	市今町二丁目四十七番地		法華宗
菅能寺	同	市瓦町二百五十番地		同
妙要寺	同	市寺町二十八番地		同
妙光寺	同	氣高郡鹿野町大字鹿野三百三十番地		同
隆泉寺	同	東伯郡倉吉町大字東町四百五十三番地		同

00353

鳥取縣告示第二百七十三號

宗教團體法第三十二條第二項ノ規定ニ依リ左記寺院ニ對シ昭和十七年三月三十一日寺院規則ヲ認可セリ  
 昭和十七年五月十二日

寺院ノ名稱	所	在	地	所屬宗派ノ名稱
晴雲寺	鳥取市片原町三丁目四十六番地			眞言宗
最勝院	同	市湯所町三十三番地		同
寶珠院	同	市南本寺町十六番地		同
吉祥院	同	米子市灘町二丁目百四十九番地		同
明王院	同	市祇園町一丁目百七番地		同
學行院	同	岩美郡成器村大字松尾五十五番地		同
西光寺	同	入頭郡智頭町大字大内百七十九番地		同
極樂寺	同	郡智頭町大字大倉八百六十番地		同
持雲寺	同	郡智頭町大字山根五百八十三番地		同
清德寺	同	郡八東村大字清往七十九番地		同
金剛幢院	同	郡社村大字古用瀬二十一番地		同
青龍寺	同	郡賀茂村大字下門尾四十六番地		同
新興寺	同	郡安部村大字新興寺百六十六番地		同
最勝寺	同	郡國英村大字片山二十九番地		同
觀音寺	同	郡西郷村大字北二百六十四番地		同

多聞寺	同	郡智頭町大字埴師三百二十一番地	同
大安興寺	同	郡大村大字鷹狩千九百五十一番地	同
豐乘寺	同	郡智頭町大字新見七十三番地	同
萬福寺	同	郡散岐村大字水根四百三十三番地	同
多寶寺	同	郡大伊村大字殿四百十三番地	同
歡喜寺	同	郡智頭町大字西野三百八十一番地	同
正法寺	同	郡八上村大字曳田六百五番地	同
栖來寺	同	氣高郡神戶村大字下砂見五百七十七番地	同
大寶寺	同	郡青谷町大字長和瀬六百六十二番地ノ一	同
三光院	同	郡鹿野町大字鹿野千二十三番地	同
正福寺	同	郡明治村大字河内四百六十番地	同
觀世音寺	同	郡鹿野町大字鹿野三百十七番地	同
長谷寺	同	郡大和村大字長谷五百四十六番地	同
智光寺	同	東伯郡赤碕町大字赤碕千五百三十三番地ノ二	同
永福寺	同	郡赤碕町大字赤碕千四百九十番地	同
地藏院	同	郡矢送村大字關金宿千三百八十八番地	同
寶照寺	同	郡倉吉町大字新町二丁目二千三百八十四番地	同
龍門寺	同	郡手間村大字天萬七百四十八番地	同
寶善院	同	西伯郡春日村大字水濱十二番地	同
神宮寺	同	日野郡日野上村大字宮内三百五十三番地	同

00354

鳥取縣告示第二百七十四號

宗教團體法第三十二條第二項ノ規定ニ依リ左記寺院ニ對シ昭和十七年三月三十一日寺院規則ヲ認可セリ

昭和十七年五月十二日

鳥取縣知事

寺院ノ名稱	所	在	地	淨土宗	所屬宗派ノ名稱
一行寺	鳥取市	寺町百三十一番地		淨土宗	
玄忠寺	同	市新島治町七十七番地		同	
圓相院	同	市寺町百二十二番地		同	
本願寺	同	市寺町二十七番地		同	
眞教寺	同	市川端一丁目五番地		同	
光明寺	同	市寺町百五十三番地		同	
東善寺	同	市賀露町四百九十六番地		同	
慶安寺	同	市寺町百四十八番地		同	
光西寺	同	米子市博勞町一丁目六十七番地		同	
涼善寺	同	市岩倉町九十九番地		同	
定善寺	同	岩美郡浦富町大字浦富千五百七番地		同	
定信寺	同	郡岩井町大字岩井四百六十四番地		同	
龍吟寺	同	郡宇倍野村大字中郷十二番地		同	

無量光寺	同	郡宇倍野村大字宮下二番地		同	
壽覺院	同	入頭郡若櫻町大字若櫻六十一番地		同	
大善寺	同	郡用瀬町大字用瀬九百三十二番地		同	
西橋寺	同	郡船岡村大字船岡四百七番地		同	
實相寺	同	郡丹比村大字德丸九十八番地		同	
專念寺	同	氣高郡青谷町大字青谷三千三百六番地		同	
幸盤寺	同	郡鹿野町大字鹿野千三百六番地		同	
光明寺	同	郡豐實村大字野坂百二十番地		同	
極樂寺	同	郡松保村大字布勢二十七番地		同	
栖岸寺	同	郡湖山村千五百八十番地		同	
願行寺	同	郡美穗村大字上味野八十五番地		同	
大蓮寺	同	東伯郡倉吉町大字新町一丁目二千四百一十一番地		同	
誓願寺	同	郡倉吉町大字新町三丁目九百九十九番地		同	
光明寺	同	郡倉吉町大字研屋町二千四百六十五番地		同	
專稱寺	同	郡赤碕町大字赤碕千五百番地		同	
大經寺	同	郡八橋町大字八橋五百五十六番地		同	
西向寺	同	郡松崎村二百七十四番地		同	
大雲寺	同	郡竹田村大字穴鴨四百八番地		同	
西蓮寺	同	郡橋津村大字橋津二百五十一番地		同	

00355

鳥取縣告示第二百七十五號

宗教團體法第三十二條第二項ノ規定ニ依リ左記寺院ニ對シ昭和十七年三月三十一日寺院規則ヲ認可セリ

昭和十七年五月十二日

鳥取縣知事

寺院ノ名稱	所	在	地	淨土宗	所屬宗派ノ名稱
淨學院	鳥取市	川端一丁目六十四番地		淨土宗	
信行寺	同	市敷片原町五十三番地		同	
妙圓寺	同	市掛出町一番地		同	
西念寺	同	市賀露町千五百五番地		同	
淨宗寺	同	市川外大工町七十六番地		同	
眞宗寺	同	市敷片原町五十四番地		同	

養源寺	同	市職人町四十五番地		同	
深相寺	同	岩美郡津ノ井村大字杉崎百九十九番地		同	
西法寺	同	郡岩井町大字岩井四八〇番地		同	
光澤寺	同	入頭郡丹比村大字南三百九十七番地		同	
心了寺	同	郡入東村大字才代三百二十九番地		同	
心專寺	同	郡智頭町大字智頭百四十七番地		同	
淨善寺	同	郡若櫻町大字屋堂羅八十九番地		同	
圓淨寺	同	郡散岐村大字佐貫八百八番地		同	
正榮寺	同	郡若櫻町大字若櫻三百一十番地		同	
光賢寺	同	郡船岡村大字船岡五百四十番地		同	
教蓮寺	同	氣高郡吉岡村大字吉岡四百五十一番地		同	
光輪寺	同	郡鹿野町大字鹿野千八百六十三番地		同	
淨德寺	同	郡鹿野町大字鹿野三百三十八番地		同	
願正寺	同	郡日置村大字山根六百四十五番地		同	
勝福寺	同	東伯郡長瀬村大字長瀬千六十九番地		同	
香寶寺	同	郡淺津村大字下淺津百九十四番地		同	
眞光寺	同	郡浦安町大字金市三百四十七番地		同	
善正寺	同	郡倉吉町大字河原町千七百三十番地		同	
覺善寺	同	郡倉吉町大字方地百九十三番地		同	
妙寂寺	同	郡倉吉町大字新町三丁目二千二百八十三番地		同	

00356

西方寺 日野郡多里村大字多里百六十二番地 同  
正覺寺 八頭郡用瀬町大字用瀬二百四十九番地 同

鳥取縣告示第二百七十六號

宗教團體法第三十三條第二項ノ規定ニ依リ左記教會ニ對シ昭和十七年三月二十七日教會規則ヲ認可セリ  
昭和十七年五月十二日

鳥取縣知事 土肥米之

教會ノ名稱	所 在 地	所屬教會ノ名稱
日本基督教團	鳥取市西町六十二番地	日本基督教團
鳥取新基督教會	同 市元魚町一丁目三十番地	同
日本基督教團	同 市西町三百八十番地	同
鳥取西教會	同 市市角盤町一丁目九十七番地	同
日本基督教團	同 米子市西町八十八番地	同
米子教會	同 米子市錦町一丁目六番地	同
日本基督教團	同 八頭郡賀茂村大字宮谷二百二十四番地	同
入頭教會	同 番地一	同
日本基督教團	同 氣高郡青谷町大字青谷三千八百十番地	同
青谷教會	同 五番地十一	同
日本基督教團	同 東伯郡倉吉町大字仲ノ町七百四十番地	同
倉吉教會	同 二番地二	同

鳥取縣告示第二百七十七號

宗教團體法第三十三條第二項ノ規定ニ依リ左記教會ニ對シ昭和十七年三月二十七日教會規則ヲ認可セリ

七年三月二十七日教會規則ヲ認可セリ  
昭和十七年五月十二日

鳥取縣告示第二百七十八號

宗教團體法施行令第三十八條ノ規定ニ依リ寺院ト爲ルコトヲ認可シタル佛堂左ノ如シ  
昭和十七年五月十二日

鳥取縣知事 土肥米之

教會ノ名稱	所 在 地	所屬宗派	認可ノ年月日
日本天主教會	鳥取市東町百六十五番地	日本天主教會	同
鳥取教會	同 米子市東倉吉町百四十三番地	同	同
佛堂ノ名稱	院ノ名稱	所 在 地	所屬宗派
觀音堂	大慈寺	東伯郡北谷村大字長谷八十三番地	曹洞宗
釋迦庵	正平寺	鳥取市古市二百二十八番地	同

鳥取縣告示第二百七十九號

宗教團體法施行令第三十八條ノ規定ニ依リ教會ト爲ルコトヲ認可シタル佛堂左ノ如シ  
昭和十七年五月十二日

鳥取縣知事 土肥米之

佛堂ノ名稱	教會ノ名稱	所 在 地	所屬宗派	認可ノ年月日
佛堂	眞言宗田島教會	鳥取市田島四百七十五番地	眞言宗	昭和十七年三月三十一日

00357

觀音庵	眞言宗觀音庵	鳥取市叶二百十二番地	曹洞宗
觀音堂	眞言宗古市教會	鳥取市古市二百六十五番地	眞言宗
大日堂	眞言宗修驗道	八頭郡西郷村大字牛戸二百五十七番地	同
地藏堂	眞言宗修驗道	同 郡丹比村大字德丸九十三番地	同
大日堂	眞言宗修驗道	同 郡若櫻町大字長砂九十番地	同
岩屋堂	眞言宗修驗道	同 郡池田村大字岩屋堂二百十四次一番地	同
觀音堂	天台宗東郷教會	東伯郡松崎村三百五十番地	天台宗
觀音堂	曹洞宗瀬戸教會	同 郡大誠村大字瀬戸九百六十五番地	曹洞宗

鳥取縣告示第二百八十號

昭和十七年第一回理髮試驗ヲ左ノ日時場所ニ於テ施行ス  
志願者ハ五月二十日迄ニ願書及履歷書、戶籍謄本若ハ戶籍抄本寫眞二葉(最近撮影シタル半身手札型無綫紙)並手數料金一圓添付住所並所轄警察署經由提出ノ上當日午前八時迄ニ受驗用具携帶出頭スベシ  
尙他府縣ノ者ニアリテハ直接送付スベシ  
昭和十七年五月十二日

鳥取縣知事 土肥米之

鳥取縣告示第二百八十一號

理髮學說 六月十一日午前九時ヨリ鳥取市東町仁風閣  
同 實地 六月十二日 同 同 上  
衆議院議員選舉法第七十六條ノ規定ニ依リ衆議院議員ノ當選證書ヲ付與シタル者左ノ如シ  
昭和十七年五月十二日

鳥取縣知事 土肥米之

三好英之	坂口平兵衛	豐田義治
------	-------	------

正誤

昭和十七年三月六日鳥取縣告示第百十七號中九頁五行目「品種及季算」ハ「品種及季節」ニ六行目「まかじき(はいより)」ハ「まかじき(はいよう)」ニ一〇頁五行目四段「丸三、〇〇」ハ「丸二、〇〇」ニ一頁一五行目「あふらこもず」ハ「あふらこもず」ニ一四行目二段「丸二、二五」ハ「丸二、五五」ニ二頁二五行目「(ぼ)かし」ハ「(ぼ)つかあ」ニ一六行目三段「丸」ハ「丸〇、二」ニ末行「いとよう」ハ「いとより」ニ下段切身〇、四「ハ」同〇、四「ニ」一四頁五行目(あまてがれい、めだかくちぼそ)ハ「あまてがれい、



# 彙報

## 戦争完遂と食生活

### ―日常食合理化の急務―

(衛生課)

大東亞戦争を完全に勝ち抜き、東亞の大共榮圈を確立してこれを立派に育てて行くためには、我が皇國民族の質的量的な増強が絶対に必要であつて、政府ではこの目的のために去る五月一日から八日までを健民運動の強調期間として全國一齊に聲を大にして宣傳したのであるが、しかしこの種の運動は決して限られた期間内の強調宣傳のみで目的を達し得べきものでないことは當然であり、國民は常々充分その趣旨目的を自覺して絶えずその實踐に努力しなければならぬ。

今回の健民運動では皇國民族精神の作興と人口増加問題及び核心・性病の撲滅に並んで、國民の保健鍊成と國民生活の合理化を強調し、特に食生活については國民の自覺を喚起して必勝食の實

めだか、くちぼそこ二〇行目「まつかわかれい以外ノかれい切身」ハ「まつかわかれい以外ノかれい類切身」ニ二行目二段「同一、九八」ハ「同一、九八」ニ四段目「同一、一四」ハ「同一、二四」ニ四行目三段「同一、二二」ハ「同一、二二」ニ五行目「あかせ」ハ「あかせ」ニ五行目四行目「十月」ハ「十月」ニ十月「三月」ニ六月行目下段「切身〇、一九」ハ「一九〇、一九」ニ七行目「ぎす」ハ「ぎす」ニ末行「いしも」ハ「いしも」ニ一六頁初行三段「九〇四〇」ハ「切身〇、一九」ニ四行目「しぶ等」ハ「しぶ等」ニ五行目「四月」ハ「四月」ニ四月「十月」ニ一七頁五行目「ひしば」ハ「ひしば」ニ六月行目二段「同一、九八」ハ「同一、九八」ニ一八頁初行「小」ハ「一個正味百匁未滿ノモノ」ハ「同小」ハ「一個正味百匁未滿ノモノ」ニ一行目「三月」ハ「三月」ニ三月及十月「三月」ニ二行目「三月」ハ「三月」ニ三月及十月「三月」ニ一頁「しまいさぎ」ハ「しまいさぎ」ニ三段目「同〇、二六」ハ「同〇、三六」ニ二〇頁二行目下段「一、六五」ハ「一、六八」ニ四行目二段「九五、〇〇」ハ「九四、〇〇」ニ五行目「西伯郡赤碕町、境町」ハ「赤碕町、西伯郡境町」ニ二頁上段九行目「鰯附ノモノ」ハ「鰯附ノモノ、」ニ末行「かき頭部の附根ノ骨」ハ「かま(頭部の附根ノ骨)」ニ二頁下段六行目「指定陸上地」ハ「指定陸揚地」ニ二行目「あらめだい」ハ「あら、めだい」ニ二頁上段一〇行目「めばちぶり」ハ「めばち、ぶり」ニ一七行目「水具」ハ「水具」ノ孰モ誤

施を提唱してゐるのであるが、この國民食問題は國民保健上不斷にしてしかも最も喫緊なる事柄であつて、その不合理な點は速かに更改して合理化されねばならぬ問題である。これについては既に前にも記して献立生活の重要性を述べ、實例をもあげて各位の覺醒を求めた次第である。

◆ 今や我が國の食糧問題は國策上極めて重要な事項となつてゐるが、一面わが國民は從來量的に所謂満腹主義がその慣習をなし、特に筋肉勞働をする人々の間には「腹に一杯にならねば」といふ風があつて質の如何に拘らず満腹しなければ力が出ないと思はれてゐる傾きが多い。

しかしこの満腹感といふものはたゞ全く習慣性に過ぎないのであつて、この「腹が一杯いならねば仕事をすることも力が出ぬ」といふことも數日の努力によつて訂正される性質のものに過ぎないのである。

◆ このことについては、嘗つて軍隊生活をした人にはいづれも經驗があることと思ふ。初めて軍隊に入つた壯丁はきつと、定められた食糧即ちばかり切つた食器の飯では不足を感じる。満腹感が満たされる程に量が足りいなのである。

しかし暫くこれに食べなれてゐるとやがてこれで充分になり、遂には剩餘をさへ生ずるやうになるのである。これは何故かといへば軍隊の食物は充分科學的に研究されて、量は少くとも軍隊生活の激しい勤勞にしても充分体力を養つて餘りあるだけの榮養分が盛られてゐるので、始めは不足を感じるやうでもやがて慣れて來れば満腹感は是正されて、自然に自分の體軀に必要なだけの食糧で充分満腹を感じるやうになつて來るのである。

◆ このことは農村共同炊事等でも實驗されてゐる。即ち農村の重勞働をする人達にとつては、特に又かね々粗食多食する習慣をつけてゐる人々にとつては、共同炊事による食糧が不足であるといふ不平を生ずることが多いのであるが、科學的に研究してその勞働に要する榮養價を盛つてある共同炊事に於ては、やがて量は少くとも充分満腹感を満足せしめ、大部分の共同炊事場では大抵一割や二割は知らぬ間に米麥の需要量が減するのを例とするのである。

元來我が國民は從來概ね澱粉過食の習慣に育つてゐる爲、他の榮養價に較べて、穀類の攝取が多過ぎて徒らに多量の米麥を費して胃腸を害する結果をさへ來してゐるのである。古來日本人に胃腸病が付きものやうにいはれてゐる原因は、一つはこゝに存在

00360

してゐることを猛省せねばならぬ。いたづらに米麥を空費して胃腸を損する日本人の生活慣習は改善されねばならぬ。まして大東亞戰爭下食糧問題の重大な今日、この事は特に重要喫緊のことといはねばならぬ。

食物は要するに吾人の保健發育に必要な成分の攝取を目的とするものであるから、日常吾人の生活によつて消耗せられる成分の補給と成長發育に要する成分の給與を標準として攝取せられねばならない。即ちこの標準に合するやう材料を整備することが營養獻立の要諦である。素より人間の食事はこの要件の外に味覺の満足も必要であるが、しかしこれは何といつても目的が副次的である。

人間の營養素としては澱粉(炭水化物)蛋白質脂肪を三大要素として、その他にビタミン加里等の重要性が認められてゐる。

しかしこれらの供給源としては主として澱粉に米麥等の穀物類蛋白質に魚鳥獸肉及び苜蓿類脂肪の供給の爲には油脂類が必要であるが、吾々日本人は前にもいふ通り古來の習慣から穀類の攝取が多すぎて、肉類等の蛋白成分に不足を生ずる風があるのであつてこれは日本人の淡泊さを好む國民性からも來てゐるのであらうが、これは是非矯正されねばならないのである。

但し蛋白質をもつと多くとれといつても、必ずしも牛豚肉や鶏肉鶏卵でなくてはならぬのではなく、煮干でもよく川魚でもよく又調理法が研究されれば蠶蛹やイナゴも用ひられてよいものであり、それにまた動物蛋白の少量が混用されれば苜蓿等の植物蛋白も非常に有効なのである。

尙食物はその作製に當つてその營養價を損しないやう、最も有効に利用され得るやう調整されねばならない。この點調理法といふものがよく研究されねばならないのである。即ち蛋白質は酸や熱で凝固する性質が強いから、そこに適當なる措置を講ずるとかビタミンは熱で失はれ易いからこれを損せぬやう處置する等である。

調理に於てはこれらの點に充分なる注意を拂ひつゝ、しかも吾人の味覺を良好に満足せしめ得るやう加減鹽梅されねばならない調理法の科學化は獻立の科學化と共に極めて重要であつて、これが充分に果されて始めて國民の食生活は合理化され、不圓滑なる食糧を最も經濟的に使用してしかも最もその能率を充分に發揮せしめて、國民保健を確保することが出来るのである。

吾々は是が非でもこの戰爭に勝ち抜かねばならぬ。今回の大東

00361

亞戰爭は皇軍の餘りにもすばらしい大戦果の爲に、國民中には「もう戦は占めたものであつて、やがて米英も屈伏するであらう」とへ長期戦とはいつてもさほどに苦しい戦争はしないでも我が戦勝の下に戦は決するであらう」と。いささかたかをくぐる向もないではないやうであるが、これこそ謬見の大なるものである。南洋が日本の自由になるやうになつたとはいつても、まだ物資の窮乏は早速是正されるわけのもなく、寧ろ米英との戦はこれから始まるものと覺悟せねばならぬ。

まして我が國はこの困難の中に於て、戦ひつゝ大東亞建設の爲に積極的に十億の東亞民族を指導して米英への確固たる對抗力を培ひ、進んで最後の米英撃滅へまで奮進しなければならぬのであるから、吾々國民はもつとくしつかりした覺悟の下に舊來の陋習を打破更改し、生活の合理化に努めて完全なる國家態勢に進まねばならないのである。極めて卑近なやうであつても、この食生活の合理化といふことが如何に重大な役割を有するかを吾々は充分自覺しなければならぬ。

### 甘藷・里施芋肥基準

(農務課)

本縣の本年度に於ける甘藷の生産目標を三萬三千八百十二反千四百四十四萬七千貫、里芋四千三百九十反百三十七萬七千四百六十六貫と決定したことは既に記したところであるが、此處に之が増産上必要な甘藷・里芋の施肥基準を掲出して參考に資することとする。

#### ◆甘藷施肥基準

(一) 砂 土

肥料の反當量	追肥	同上	三要素量	備考	
種類・施肥量	一回	二回	窒素	磷酸	加里
堆厩肥	三〇〇貫	一貫	五〇〇貫	二五〇貫	堆厩肥の代りに海藻
硫安	一〇五貫	一〇〇貫	—	—	第一回追肥は六月上旬
過石	—	—	—	—	—
木灰	五〇貫	—	—	—	—
計	—	—	一、七〇〇貫	—	—

(二) 壤 土

00362

堆肥	三〇〇	三〇〇	一	一	二	三	四	五	六	第一回追肥は六月下旬乃至七月上旬
硫安	一五〇	一五〇	一	一	一	一	一	一	一	
過石	二〇〇	二〇〇	一	一	一	一	一	一	一	
木灰	六〇〇	六〇〇	一	一	一	一	一	一	一	
計	一,二〇〇	一,二〇〇	一	一	一	一	一	一	一	

◆里芋施肥基準

(一) 砂 土	一回	二回	三回	窒素	燐酸	加里	備考
肥料の反當量	一回	二回	三回	窒素	燐酸	加里	備考
堆肥	四〇〇	四〇〇	四〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	第一回追肥は六月上旬
硫安	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	第二回追肥は六月中旬
過石	一〇〇	一〇〇	一〇〇	五〇	五〇	五〇	第三回追肥は六月下旬
計	一,一〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	

草木灰	三〇〇	三〇〇	一	一	一	一	一	一	一	第一回追肥は六月上旬
下肥	三〇〇	三〇〇	一	一	一	一	一	一	一	
計	一,一〇〇	一,一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	

(二) 壤 土	一回	二回	三回	窒素	燐酸	加里	備考
堆肥	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	第一回追肥は六月上旬
硫安	一〇〇	一〇〇	一〇〇	五〇	五〇	五〇	第二回追肥は六月中旬
過石	一〇〇	一〇〇	一〇〇	五〇	五〇	五〇	第三回追肥は六月下旬
草木灰	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
下肥	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
計	一,三〇〇	一,三〇〇	一,三〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	

00363

故横山海軍特務少尉

顯彰委員會を縣廳内に設置

(社事兵事課)

大東亞戰爭勃發以來皇軍の向ふ所敵なく、太平洋上到るところ日章旗の翻る折柄、忠勇義烈の海軍特別攻撃隊員殊港急襲が發表せられ、不滅の武勳が傳へられて生死を超えたる盡忠至誠敢闘の氣魄の程、その感銘餘りにも大にして只々感極まりて言ふ所を知らぬ有様であるが、かゝる萬邦無比の攻撃隊員の内に、本縣古布庄村出身横山薫範海軍特務少尉を出したことは、眞に本縣の名譽であり、吾々縣民の倍に誇りとする處である。

就ては斯る忠烈無比の忠士の偉勳を景仰し、これが顯彰の爲には廣く關係方面とも充分連絡をとつて調査審議の上決定すべきを至當と認め、今回本縣廳内に「故横山海軍特務少尉顯彰委員會」を設置せられ、顧問には吳鎮守府司令官・姫路師團長を推し、會長に知事、副會長には總務部長・學務部長これに當り、委員には松江地方海軍人事部長・鳥取縣隊區司令官・縣經濟警察兩部長・縣會議長・町村會長・在郷軍人會支部長・海軍協會支部長・縣翼賛壯年團長・縣婦人會長其の他各關係團休長等二十餘名を網羅して調査

審議せられることとなつた。即ち將來顯彰方法等に關してはすべて本委員會に連絡し、一貫した方針の下に適當なる實施方を審議することになつたのである。

吾々縣民はこの軍神の精神に依り、盡忠報國の赤誠を伴興して御奉公の誠を致すべく期する次第である。追つて今後町村又は學校等に於て顯彰資金等を寄託する者のある場合は、一應本委員會に連絡せられたく、又既に賞眞等の斡旋をして者もあるやに聞いて居るが、これは本委員會の審査を経てゐないものであるから留意せられたい。

◎吳海軍工廠工員採用

一 應募資格

年齢十六歳以上四十五歳迄の男子 (經驗工又は未経験工)

二 申込及銓衡

最寄の國民職業指導所へ問合せること

三 収入と待遇

(一) 月 收

(1) 素人 (未経験者)

(初めの一、二ヶ月は幾分少いが普通の勤務で)

滿十六歲以上 月收五〇圓から六〇圓位迄  
 滿二十歳未滿の者  
 滿二十歳以上 月收五五圓から七〇圓位迄  
 (2) 經驗者  
 技術によつて給料を定めるが素人よりも相當多額の收入に  
 なる

(一) 昇給と賞與金  
 年二回昇給の定めがあり六月と十二月には毎月の給料の外に  
 相當の賞與がある

(三) 赴任旅費  
 採用者には受驗地から異迄の旅費を支給する

(四) 退職手當と年金制度  
 退職の際には勤務年數に應じて退職手當を支給する外終身年  
 金制がある

四 生活費と福利施設

(一) 完備した寄宿舎があり、舎費食費は一ヶ月十三圓以内  
 で済む。夜具も無い者には貸與する  
 舎内に散髪所、酒保、醫務室があつて日用品を安く配給す  
 る  
 病氣の場合は無料で手當をする

毎月二、三回活動寫眞を見せる外時々色々の演藝會を催す  
 等色々な娯樂設備が出来てゐる  
 (二) 日用品は配給所で市中の値段よりも安く販賣してゐる  
 (三) 病氣や怪我をしたときは病院で無料で診療し必要のと  
 きは入院が出来るとし収入も健康保険によつて保障される  
 (四) 農繁期には農業手傳の休暇を與へる  
 (五) 工廠内には青年學校も設けてある

五 應募手續其の他

其の他詳細は最寄の國民職業指導所へ問合せられたい  
 家族も一緒に働きたい人には出来る限りの便宜を圖る

◎文部省推薦青年圖書

◇吉田松陰の母	吉川綾子著	昭一六・九・二二	B六判	二一頁
◇草鞋村長	鎌田三之助著	昭一七・二・九	B六判	一圓三十錢
◇日本民族の力	田中寛一著	昭一六・二・一五	B六判	一三六頁
	螢雲書院發行		定價	八十五錢

昭和十七年五月十二日印刷  
 昭和十七年五月十二日發行

發行所 鳥取縣 取市 東町 縣  
 鳥取縣 高郡 大正村 大字 古海  
 印刷所 鳥取 刑務 支所